

# 令和6年3月第1回市議会定例会 議案等概要

## 1 日 程

- |             |            |
|-------------|------------|
| (1) 招 集 告 示 | 2月 22日 (木) |
| (2) 開 会     | 3月 5日 (火)  |

## 2 提出案件

- |                  |       |
|------------------|-------|
| (1) 報 告          | 4 件   |
| 〔 1 専 決 処 分 〕    | 4 件   |
| (2) 議 案          | 4 5 件 |
| 〔 1 条 例 〕        | 2 6 件 |
| 2 予 算            | 8 件   |
| 3 補 正 予 算 (先議議案) | 1 件   |
| 4 市 道 の 認 定 等    | 2 件   |
| 5 その他の単独議案       | 1 件   |
| 6 補 正 予 算 (追加議案) | 6 件   |
| 7 人 事 (最終日提出)    | 1 件   |

計 4 9 件

土 浦 市

## 提出案件一覧

### 報告

#### 【専決処分 4件】

- 1 報告第 1号 専決処分の報告について（和解について）
- 2 報告第 2号 専決処分の報告について（和解について）
- 3 報告第 3号 専決処分の報告について（和解について）
- 4 報告第 4号 専決処分の報告について（和解について）

### 議案

#### 【条例 26件】

- 1 議案第 1号 土浦市情報公開条例の一部改正について
- 2 議案第 2号 土浦市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について
- 3 議案第 3号 土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 4 議案第 4号 土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
- 5 議案第 5号 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 6 議案第 6号 土浦市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 7 議案第 7号 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について
- 8 議案第 8号 土浦市手数料条例の一部改正について
- 9 議案第 9号 土浦市手数料条例の一部改正について
- 10 議案第 10号 土浦市印鑑条例等の一部改正について
- 11 議案第 11号 土浦市男女共同参画センター条例の一部改正について
- 12 議案第 12号 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 13 議案第 13号 土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 14 議案第 14号 土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 15 議案第 15号 土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 16 議案第 16号 土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 17 議案第 17号 土浦市介護保険条例の一部改正について
- 18 議案第 18号 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- 19 議案第 19号 土浦市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 20 議案第 20号 土浦市沖宿漁港管理条例の一部改正について

- 21 議案第21号 りんりんポート土浦条例の一部改正について
- 22 議案第22号 土浦市建築基準条例の一部改正について
- 23 議案第23号 土浦市営住宅条例の一部改正について
- 24 議案第24号 土浦市立学校の設置及び管理に関する条例及び土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 25 議案第25号 土浦市水道事業給水条例の一部改正について
- 26 議案第26号 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

【予算 8件】

- 1 議案第27号 令和6年度土浦市一般会計予算
- 2 議案第28号 令和6年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 3 議案第29号 令和6年度土浦市駐車場事業特別会計予算
- 4 議案第30号 令和6年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第31号 令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第32号 令和6年度土浦市介護保険特別会計予算
- 7 議案第33号 令和6年度土浦市水道事業会計予算
- 8 議案第34号 令和6年度土浦市下水道事業会計予算

【補正予算（先議議案） 1件】

- 1 議案第35号 令和5年度土浦市一般会計補正予算（第9回）

【市道の認定等 2件】

- 1 議案第36号 市道の路線の認定について
- 2 議案第37号 市道の路線の変更について

【その他の単独議案 1件】

- 1 議案第38号 損害賠償の額の決定について

【補正予算 6件】（追加議案）

- 1 議案第39号 令和5年度土浦市一般会計補正予算（第10回）
- 2 議案第40号 令和5年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）
- 3 議案第41号 令和5年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）
- 4 議案第42号 令和5年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 5 議案第43号 令和5年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 6 議案第44号 令和5年度土浦市水道事業会計補正予算（第2回）

【人事 1件】（最終日提出）

- 1 議案第45号 土浦市監査委員の選任の同意について

# 令和6年第1回市議会定例会 報告

## 【専決処分 4件】

### 1 報告第 1号 専決処分の報告について（和解について）

#### 公用車に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和5年11月9日（木）午前7時15分頃
事故発生場所	土浦市板谷六丁目557番29地先
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	消防車が市道I級6号線を走行中、路肩に寄った際にフェンスと接触し、フェンスの基礎ブロックが破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額82,500円（相手方損害認定額82,500円×100%） その余の請求権の放棄
専決処分日	令和5年12月7日

### 2 報告第 2号 専決処分の報告について（和解について）

#### 道路管理瑕疵に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和4年11月15日（火）午後8時00分頃
事故発生場所	土浦市木田余3149番1地先
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	相手方車両が市道木田余202号線を走行中、道路の陥没箇所に右前輪が接触し、タイヤが破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額9,275円（相手方損害認定額13,250円×70%） その余の請求権の放棄
専決処分日	令和5年12月7日



### 3 報告第 3号 専決処分の報告について（和解について）

#### 道路管理瑕疵に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和5年6月28日（水）午後8時00分頃
事故発生場所	土浦市今泉611番2地先
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	相手方車両が市道I級9号線を走行中、道路の陥没箇所にて左前輪が接触し、タイヤが破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額22,911円（相手方損害認定額45,822円×50%） その余の請求権の放棄
専決処分日	令和5年12月18日

### 4 報告第 4号 専決処分の報告について（和解について）

#### 公用車に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和5年11月30日（木）午前11時15分頃
事故発生場所	土浦市有明町3363番3地先（土浦市駅西駐車場3階）
相手方	つくば市 女性
原因・状況等	公用車（道路管理課用務）が土浦市駅西駐車場内を走行中、停車していた相手方車両が発進したことで車体が接触し、双方の車両の一部が破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額40,768円（相手方損害認定額135,894円×30%） その余の請求権の放棄
専決処分日	令和6年1月26日

# 令和6年第1回市議会定例会 議案

## 【条例26件】

### 1 議案第 1号 土浦市情報公開条例の一部改正について

条例の趣旨	情報公開制度の運用に係る所要の改正
主な内容	<b>●情報公開制度の適正な運用及び拡充を図るための所要の改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開請求権者の適正な公開請求に関する義務規定の追加</li> <li>・指定管理者の情報公開に関する規定の追加</li> <li>・情報公開法に準じるための所要の改正</li> </ul>
施行期日	令和6年4月1日

### 2 議案第 2号 土浦市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について

条例の趣旨	デジタル手続法の改正に伴う改正
主な内容	<b>●記録媒体による申請等のオンライン化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロッピーディスク等の記録媒体を提出することとされている手続について、オンラインによる手続きを可能とする。</li> </ul>
施行期日	公布の日

### 3 議案第 3号 土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

条例の趣旨	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正
主な内容	<b>●引用する法律の改正に伴う用語の定義の追加</b> <b>●条項ズレの整理</b>
施行期日	法律の施行日

### 4 議案第 4号 土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

条例の趣旨	地方自治法施行令の改正に伴う改正
主な内容	<b>●条項ズレの整理</b>
施行期日	令和6年4月1日

5 議案第 5号 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

条例の趣旨	産業医の報酬に係る改正
主な内容	<p>●本庁舎の産業医の報酬月額の見直し</p> <p>【改正前】           【改正後】</p> <p>60,000円 → 100,000円</p>
施行期日	令和6年4月1日

6 議案第 6号 土浦市職員の給与に関する条例の一部改正について

条例の趣旨	地方公務員法の改正に伴う改正
主な内容	<p>●定年延長に伴う職員の昇給に関する改正</p> <p>・60歳を超える職員については、昇給しないこととする。</p>
施行期日	令和6年4月1日

7 議案第 7号 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について

条例の趣旨	国民健康保険税賦課方法の改正																																																																																																																																								
主な内容	<p>●安定的な財政運営を行うための保険税率の改正</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">改正前</th> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th>医療保険分</th> <th>後期高齢者 支援金分</th> <th>介護保険分 (40～64歳)</th> <th>医療保険分</th> <th>後期高齢者 支援金分</th> <th>介護保険分 (40～64歳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽減なし</td> <td>所得割</td> <td>7.26%</td> <td>2.36%</td> <td>2.04%</td> <td>7.11%</td> <td>2.90%</td> <td>2.38%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割</td> <td>28,000円</td> <td>9,000円</td> <td>10,000円</td> <td>37,000円</td> <td>15,000円</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7割軽減</td> <td rowspan="2">均等割</td> <td>軽減額</td> <td>19,600円</td> <td>6,300円</td> <td>7,000円</td> <td>25,900円</td> <td>10,500円</td> <td>12,600円</td> </tr> <tr> <td>減額後</td> <td>8,400円</td> <td>2,700円</td> <td>3,000円</td> <td>11,100円</td> <td>4,500円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5割軽減</td> <td rowspan="2">均等割</td> <td>軽減額</td> <td>14,000円</td> <td>4,500円</td> <td>5,000円</td> <td>18,500円</td> <td>7,500円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>減額後</td> <td>14,000円</td> <td>4,500円</td> <td>5,000円</td> <td>18,500円</td> <td>7,500円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2割軽減</td> <td rowspan="2">均等割</td> <td>軽減額</td> <td>5,600円</td> <td>1,800円</td> <td>2,000円</td> <td>7,400円</td> <td>3,000円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>減額後</td> <td>22,400円</td> <td>7,200円</td> <td>8,000円</td> <td>29,600円</td> <td>12,000円</td> <td>14,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○未就学児の減額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>医療保険分</th> <th>後期高齢者 支援金分</th> <th>医療保険分</th> <th>後期高齢者 支援金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">7割軽減</td> <td>軽減額</td> <td>4,200円</td> <td>1,350円</td> <td>5,550円</td> <td>2,250円</td> </tr> <tr> <td>減額後</td> <td>4,200円</td> <td>1,350円</td> <td>5,550円</td> <td>2,250円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5割軽減</td> <td>軽減額</td> <td>7,000円</td> <td>2,250円</td> <td>9,250円</td> <td>3,750円</td> </tr> <tr> <td>減額後</td> <td>7,000円</td> <td>2,250円</td> <td>9,250円</td> <td>3,750円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2割軽減</td> <td>軽減額</td> <td>11,200円</td> <td>3,600円</td> <td>14,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>減額後</td> <td>11,200円</td> <td>3,600円</td> <td>14,800円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽減なし</td> <td>軽減額</td> <td>14,000円</td> <td>4,500円</td> <td>18,500円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>減額後</td> <td>14,000円</td> <td>4,500円</td> <td>18,500円</td> <td>7,500円</td> </tr> </tbody> </table>							項目	改正前			改正後			医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40～64歳)	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40～64歳)	軽減なし	所得割	7.26%	2.36%	2.04%	7.11%	2.90%	2.38%		均等割	28,000円	9,000円	10,000円	37,000円	15,000円	18,000円	7割軽減	均等割	軽減額	19,600円	6,300円	7,000円	25,900円	10,500円	12,600円	減額後	8,400円	2,700円	3,000円	11,100円	4,500円	5,400円	5割軽減	均等割	軽減額	14,000円	4,500円	5,000円	18,500円	7,500円	9,000円	減額後	14,000円	4,500円	5,000円	18,500円	7,500円	9,000円	2割軽減	均等割	軽減額	5,600円	1,800円	2,000円	7,400円	3,000円	3,600円	減額後	22,400円	7,200円	8,000円	29,600円	12,000円	14,400円	項目	改正前		改正後		医療保険分	後期高齢者 支援金分	医療保険分	後期高齢者 支援金分	7割軽減	軽減額	4,200円	1,350円	5,550円	2,250円	減額後	4,200円	1,350円	5,550円	2,250円	5割軽減	軽減額	7,000円	2,250円	9,250円	3,750円	減額後	7,000円	2,250円	9,250円	3,750円	2割軽減	軽減額	11,200円	3,600円	14,800円	6,000円	減額後	11,200円	3,600円	14,800円	6,000円	軽減なし	軽減額	14,000円	4,500円	18,500円	7,500円	減額後	14,000円	4,500円	18,500円	7,500円
項目	改正前			改正後																																																																																																																																					
	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40～64歳)	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40～64歳)																																																																																																																																			
軽減なし	所得割	7.26%	2.36%	2.04%	7.11%	2.90%	2.38%																																																																																																																																		
	均等割	28,000円	9,000円	10,000円	37,000円	15,000円	18,000円																																																																																																																																		
7割軽減	均等割	軽減額	19,600円	6,300円	7,000円	25,900円	10,500円	12,600円																																																																																																																																	
		減額後	8,400円	2,700円	3,000円	11,100円	4,500円	5,400円																																																																																																																																	
5割軽減	均等割	軽減額	14,000円	4,500円	5,000円	18,500円	7,500円	9,000円																																																																																																																																	
		減額後	14,000円	4,500円	5,000円	18,500円	7,500円	9,000円																																																																																																																																	
2割軽減	均等割	軽減額	5,600円	1,800円	2,000円	7,400円	3,000円	3,600円																																																																																																																																	
		減額後	22,400円	7,200円	8,000円	29,600円	12,000円	14,400円																																																																																																																																	
項目	改正前		改正後																																																																																																																																						
	医療保険分	後期高齢者 支援金分	医療保険分	後期高齢者 支援金分																																																																																																																																					
7割軽減	軽減額	4,200円	1,350円	5,550円	2,250円																																																																																																																																				
	減額後	4,200円	1,350円	5,550円	2,250円																																																																																																																																				
5割軽減	軽減額	7,000円	2,250円	9,250円	3,750円																																																																																																																																				
	減額後	7,000円	2,250円	9,250円	3,750円																																																																																																																																				
2割軽減	軽減額	11,200円	3,600円	14,800円	6,000円																																																																																																																																				
	減額後	11,200円	3,600円	14,800円	6,000円																																																																																																																																				
軽減なし	軽減額	14,000円	4,500円	18,500円	7,500円																																																																																																																																				
	減額後	14,000円	4,500円	18,500円	7,500円																																																																																																																																				
施行期日	令和6年4月1日																																																																																																																																								

## 8 議案第 8号 土浦市手数料条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	建築基準法の改正に伴う改正等
主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>建築基準法の改正に伴う手数料の新設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存不適格建築物の増築等における既存遡及について、制限を緩和するための認定手数料の新設</li> </ul> </li> <li>●<b>長期優良住宅認定手数料の改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期優良住宅の建築・維持保全の計画に係る認定申請手数料の増額</li> </ul> </li> <li>●<b>その他文言整理</b></li> </ul>
施 行 期 日	令和6年4月1日（ただし、長期優良住宅認定手数料の改正については同年7月1日）

## 9 議案第 9号 土浦市手数料条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正等
主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>地方分権推進計画に基づく定期的な手数料の見直し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例別表第9：危険物関係消防手数料の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可申請に対する審査に係る設置許可申請手数料 8項目</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
施 行 期 日	令和6年4月1日

## 10 議案第10号 土浦市印鑑条例等の一部改正について

条 例 の 趣 旨	印鑑登録システムの標準化等に伴う改正
主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>印鑑登録システムの標準化に伴う文言整理</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>【改正前】                      【改正後】</li> <li>代理人選任届    →    委任状</li> </ul> </li> <li>●<b>顔認証マイナンバーカードの導入に伴う基準の改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>※顔認証マイナンバーカード <ul style="list-style-type: none"> <li>暗証番号の設定や管理に不安がある方が安心してカードを取得し、利用できるよう本人確認を顔認証又は目視に限定し、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカード</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●<b>らくらく窓口証明書交付サービスの導入に伴う基準の改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>※らくらく窓口証明書交付サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口付近に設置したパソコンから、利用者が画面を操作することで証明書を自動作成するサービス</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
施 行 期 日	公布の日（印鑑登録システムの標準化については令和6年4月1日）

11 議案第11号 土浦市男女共同参画センター条例の一部改正について

条例の趣旨	休館日に係る改正
主な内容	<p>●土曜日を休館日とする改正</p> <p>【改正前】                      【改正後】</p> <p>休館日：日曜日 → 休館日：日曜日及び土曜日</p> <p>※研修室の利用は可能</p> <p>●その他文言整理</p>
施行期日	令和6年4月1日

12 議案第12号 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

条例の趣旨	アナログ規制の見直しに係る改正
主な内容	<p>●保育施設等の運営に関する基準のデジタル化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運営に係る重要事項の掲示について、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする。</li> <li>・施設が交付する書面等のオンライン化に係る規制緩和</li> </ul>
施行期日	令和6年4月1日

13 議案第13号 土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

<p>条例の趣旨</p>	<p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の改正に伴う改正</p>
<p>主な内容</p>	<p>●<b>新たな義務規定等の追加</b></p> <p>①運営規程等の重要事項のウェブサイトへの掲載（各サービス共通）</p> <p>②身体的拘束の原則禁止及びやむを得ず実施する場合の記録作成（訪問系、通所系、多機能系サービス共通）</p> <p>③身体的拘束適正化のための委員会の設置、指針の整備及び定期的な研修の実施（多機能系サービス共通）</p> <p>④利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（多機能系、入所・入居系サービス共通）</p> <p>⑤協力医療機関の要件の追加（急変時等の常時対応、感染症発生時の取決め等）（入所・入居系サービス共通）</p> <p>●<b>人員等の基準の改正</b></p> <p>①各サービス共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の兼務要件の緩和（同一敷地外の事業所等においても従事可）</li> </ul> <p>②地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（1）④の取組及び複数種類の介護機器導入等を実施している場合の看護職員の配置要件緩和</li> </ul> <p>③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット型施設管理者の研修受講要件の追加（努力義務）</li> </ul>
<p>施行期日</p>	<p>令和6年4月1日</p>

14 議案第14号 土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

条例の趣旨	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の改正に伴う改正
主な内容	<p>●新たな義務規定等の追加</p> <p>①運営規程等の重要事項のウェブサイトへの掲載（各サービス共通）</p> <p>②身体的拘束の原則禁止及びやむを得ず実施する場合の記録作成（介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護）</p> <p>③身体的拘束適正化のための委員会の設置、指針の整備及び定期的な研修の実施（介護予防小規模多機能型居宅介護）</p> <p>④利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）</p> <p>⑤協力医療機関の要件の追加（急変時等の常時対応、感染症発生時の取決め等）（介護予防認知症対応型共同生活介護）</p> <p>●人員等の基準の改正</p> <p>①各サービス共通</p> <p>・管理者の兼務要件の緩和（同一敷地外の事業所等においても従事可）</p>
施行期日	令和6年4月1日

15 議案第15号 土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

条例の趣旨	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の改正に伴う改正
主な内容	<p>●指定事業者の範囲の拡大</p> <p>①従来の地域包括支援センターに加え、居宅介護支援事業者も指定可（居宅介護支援事業所に限り、人員確保が困難である場合は介護支援専門員を管理者とすることも可）</p> <p>●新たな義務規定等の追加</p> <p>①運営規程等の重要事項のウェブサイトへの掲載</p> <p>②身体的拘束の原則禁止及びやむを得ず実施する場合の記録作成</p> <p>●人員等の基準の改正</p> <p>①管理者の兼務要件の緩和（同一敷地外の事業所等においても従事可）</p> <p>②利用者への訪問面接回数の緩和（一定要件を満たした場合のみ）</p>
施行期日	令和6年4月1日

16 議案第16号 土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

条例の趣旨	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（省令）の改正に伴う改正
主な内容	<p>●新たな義務規定等の追加</p> <p>①運営規程等の重要事項のウェブサイトへの掲載</p> <p>②身体的拘束の原則禁止及びやむを得ず実施する場合の記録作成</p> <p>●人員等の基準の改正</p> <p>①介護支援専門員が担当する利用者数の上限の緩和</p> <p>②管理者の兼務要件の緩和（同一敷地外の事業所等においても従事可）</p> <p>③利用者への説明義務の緩和（同一のサービス事業者を計画に位置付けた割合の説明を努力義務に変更）</p> <p>④利用者への訪問面接回数の緩和（一定要件を満たした場合のみ）</p>
施行期日	令和6年4月1日

17 議案第17号 土浦市介護保険条例の一部改正について

条例の趣旨	3年を1期とする「介護保険事業計画(第9次)」に基づき、令和6年度から令和8年度までの保険料額についての改正																																																																														
主な内容	<p>○令和6年度から令和8年度までの保険料年額は以下のとおりとする</p> <p><b>基準額</b></p> <p>改正前 69,600円 → <b>改正後 73,800円</b></p> <p>○段階別保険料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th rowspan="2">対象者</th> <th colspan="2">算出方法</th> <th rowspan="2">保険料</th> </tr> <tr> <th>基準額</th> <th>× 割合 =</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入等が80万円以下の方又は、老齢福祉年金受給者、生活保護を受けている方</td> <td rowspan="2">73,800</td> <td>× 0.285 =</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>× (0.455) =</td> <td>(33,500)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入等が80万円超、120万円以下の方</td> <td rowspan="2">73,800</td> <td>× 0.485 =</td> <td>35,700</td> </tr> <tr> <td>× (0.685) =</td> <td>(50,500)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入等が120万円超の方</td> <td rowspan="2">73,800</td> <td>× 0.685 =</td> <td>50,500</td> </tr> <tr> <td>× (0.69) =</td> <td>(50,900)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人の市民税が非課税で、本人の年金収入等が80万円以下の方</td> <td>73,800</td> <td>× 0.9 =</td> <td>66,400</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人の市民税が非課税で、本人の年金収入等が80万円超の方</td> <td>73,800</td> <td>基準</td> <td>73,800</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>市民税課税(合計所得120万円未満)の方</td> <td>73,800</td> <td>× 1.2 =</td> <td>88,500</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>市民税課税(合計所得120万円以上210万円未満)の方</td> <td>73,800</td> <td>× 1.3 =</td> <td>95,900</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>市民税課税(合計所得210万円以上320万円未満)の方</td> <td>73,800</td> <td>× 1.5 =</td> <td>110,700</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>市民税課税(合計所得320万円以上420万円未満)の方</td> <td>73,800</td> <td>× 1.7 =</td> <td>125,400</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>市民税課税(合計所得420万円以上520万円未満)の方</td> <td>73,800</td> <td>× 1.9 =</td> <td>140,200</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>市民税課税(合計所得520万円以上620万円未満)の方</td> <td>73,800</td> <td>× 2.1 =</td> <td>154,900</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>市民税課税(合計所得620万円以上720万円未満)の方</td> <td>73,800</td> <td>× 2.3 =</td> <td>169,700</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>市民税課税(合計所得720万円以上)の方</td> <td>73,800</td> <td>× 2.4 =</td> <td>177,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第1～3段階について、上段が公費負担後の実質の割合。( )内は基準額</p>	段階	対象者	算出方法		保険料	基準額	× 割合 =	1	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入等が80万円以下の方又は、老齢福祉年金受給者、生活保護を受けている方	73,800	× 0.285 =	21,000	× (0.455) =	(33,500)	2	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入等が80万円超、120万円以下の方	73,800	× 0.485 =	35,700	× (0.685) =	(50,500)	3	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入等が120万円超の方	73,800	× 0.685 =	50,500	× (0.69) =	(50,900)	4	同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人の市民税が非課税で、本人の年金収入等が80万円以下の方	73,800	× 0.9 =	66,400	5	同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人の市民税が非課税で、本人の年金収入等が80万円超の方	73,800	基準	73,800	6	市民税課税(合計所得120万円未満)の方	73,800	× 1.2 =	88,500	7	市民税課税(合計所得120万円以上210万円未満)の方	73,800	× 1.3 =	95,900	8	市民税課税(合計所得210万円以上320万円未満)の方	73,800	× 1.5 =	110,700	9	市民税課税(合計所得320万円以上420万円未満)の方	73,800	× 1.7 =	125,400	10	市民税課税(合計所得420万円以上520万円未満)の方	73,800	× 1.9 =	140,200	11	市民税課税(合計所得520万円以上620万円未満)の方	73,800	× 2.1 =	154,900	12	市民税課税(合計所得620万円以上720万円未満)の方	73,800	× 2.3 =	169,700	13	市民税課税(合計所得720万円以上)の方	73,800	× 2.4 =	177,100
段階	対象者			算出方法			保険料																																																																								
		基準額	× 割合 =																																																																												
1	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入等が80万円以下の方又は、老齢福祉年金受給者、生活保護を受けている方	73,800	× 0.285 =	21,000																																																																											
			× (0.455) =	(33,500)																																																																											
2	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入等が80万円超、120万円以下の方	73,800	× 0.485 =	35,700																																																																											
			× (0.685) =	(50,500)																																																																											
3	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入等が120万円超の方	73,800	× 0.685 =	50,500																																																																											
			× (0.69) =	(50,900)																																																																											
4	同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人の市民税が非課税で、本人の年金収入等が80万円以下の方	73,800	× 0.9 =	66,400																																																																											
5	同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人の市民税が非課税で、本人の年金収入等が80万円超の方	73,800	基準	73,800																																																																											
6	市民税課税(合計所得120万円未満)の方	73,800	× 1.2 =	88,500																																																																											
7	市民税課税(合計所得120万円以上210万円未満)の方	73,800	× 1.3 =	95,900																																																																											
8	市民税課税(合計所得210万円以上320万円未満)の方	73,800	× 1.5 =	110,700																																																																											
9	市民税課税(合計所得320万円以上420万円未満)の方	73,800	× 1.7 =	125,400																																																																											
10	市民税課税(合計所得420万円以上520万円未満)の方	73,800	× 1.9 =	140,200																																																																											
11	市民税課税(合計所得520万円以上620万円未満)の方	73,800	× 2.1 =	154,900																																																																											
12	市民税課税(合計所得620万円以上720万円未満)の方	73,800	× 2.3 =	169,700																																																																											
13	市民税課税(合計所得720万円以上)の方	73,800	× 2.4 =	177,100																																																																											
施行期日	令和6年4月1日																																																																														





## 22 議案第22号 土浦市建築基準条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	建築基準法等の改正に伴う改正
主 な 内 容	<p>●耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化</p> <p>・耐火建築物の要件の一つである「主要構造部を耐火構造とすること」について、「特定主要構造部を耐火構造とすること」に改める。</p>
施 行 期 日	令和6年4月1日

## 23 議案第23号 土浦市営住宅条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴う改正																	
主 な 内 容	<p>●引用する法律の条項ズレの整理</p> <p>●市営住宅及び駐車場の位置の訂正</p> <table border="1" data-bbox="469 813 1422 1095"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">位置</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竹の入第二住宅</td> <td>土浦市西根南二丁目2番、5番及び6番</td> <td>土浦市西根南二丁目6番</td> </tr> <tr> <td>大岩田住宅</td> <td>〃 大岩田1715番地及び2153番地</td> <td>〃 大岩田1715番地2</td> </tr> <tr> <td>下坂田住宅</td> <td>〃 下坂田2011番地</td> <td>〃 下坂田2011番地1</td> </tr> <tr> <td>大岩田住宅駐車場</td> <td>〃 大岩田1715番地及び2153番地</td> <td>〃 大岩田1715番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>●その他文言整理</p>	名称	位置		改正前	改正後	竹の入第二住宅	土浦市西根南二丁目2番、5番及び6番	土浦市西根南二丁目6番	大岩田住宅	〃 大岩田1715番地及び2153番地	〃 大岩田1715番地2	下坂田住宅	〃 下坂田2011番地	〃 下坂田2011番地1	大岩田住宅駐車場	〃 大岩田1715番地及び2153番地	〃 大岩田1715番地2
名称	位置																	
	改正前	改正後																
竹の入第二住宅	土浦市西根南二丁目2番、5番及び6番	土浦市西根南二丁目6番																
大岩田住宅	〃 大岩田1715番地及び2153番地	〃 大岩田1715番地2																
下坂田住宅	〃 下坂田2011番地	〃 下坂田2011番地1																
大岩田住宅駐車場	〃 大岩田1715番地及び2153番地	〃 大岩田1715番地2																
施 行 期 日	令和6年4月1日																	

24 議案第24号 土浦市立学校の設置及び管理に関する条例及び土浦市放課後児童クラブ  
条例の一部改正について

条例の趣旨	施設の所在する地番の訂正及び小学校の統合に伴う改正																																																			
主な内容	<p>●各小中学校等の位置の訂正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">位置</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東小学校</td> <td>土浦市中455番地</td> <td>土浦市中455番地<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td>上大津東小学校</td> <td>〃 沖宿町2489番地</td> <td>〃 沖宿町2476番地<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td>都和南小学校</td> <td>〃 常名3090番地</td> <td>〃 常名3090番地<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td>土浦第六中学校</td> <td>〃 右靱428番地</td> <td>〃 右靱428番地<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td>新治学園義務教育学校</td> <td>〃 藤沢913番地</td> <td>〃 藤沢913番地<sup>1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>●上大津東小学校と菅谷小学校の統合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上大津東小学校</td> <td>土浦市沖宿町2476番地1</td> <td rowspan="2"><b>上大津小学校</b></td> <td rowspan="2">土浦市沖宿町2476番地1</td> </tr> <tr> <td>菅谷小学校</td> <td>〃 菅谷町1464番地8</td> </tr> </tbody> </table> <p>●各小学校等の児童クラブの位置の訂正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">位置</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東小学校 第1～3児童クラブ</td> <td>土浦市中455番地</td> <td>土浦市中455番地<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td>上大津東小学校 第1～2児童クラブ</td> <td>〃 沖宿町2489番地</td> <td>〃 沖宿町2476番地<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td>都和南小学校 第1～2児童クラブ</td> <td>〃 常名3090番地</td> <td>〃 常名3090番地<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td>新治学園義務教育学校 第1～4児童クラブ</td> <td>〃 藤沢913番地</td> <td>〃 藤沢913番地<sup>1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※上大津小学校の児童クラブについては、定員等決定後に改正予定</p>	名称	位置		改正前	改正後	東小学校	土浦市中455番地	土浦市中455番地 <sup>1</sup>	上大津東小学校	〃 沖宿町2489番地	〃 沖宿町2476番地 <sup>1</sup>	都和南小学校	〃 常名3090番地	〃 常名3090番地 <sup>1</sup>	土浦第六中学校	〃 右靱428番地	〃 右靱428番地 <sup>1</sup>	新治学園義務教育学校	〃 藤沢913番地	〃 藤沢913番地 <sup>1</sup>	改正前		改正後		名称	位置	名称	位置	上大津東小学校	土浦市沖宿町2476番地1	<b>上大津小学校</b>	土浦市沖宿町2476番地1	菅谷小学校	〃 菅谷町1464番地8	名称	位置		改正前	改正後	東小学校 第1～3児童クラブ	土浦市中455番地	土浦市中455番地 <sup>1</sup>	上大津東小学校 第1～2児童クラブ	〃 沖宿町2489番地	〃 沖宿町2476番地 <sup>1</sup>	都和南小学校 第1～2児童クラブ	〃 常名3090番地	〃 常名3090番地 <sup>1</sup>	新治学園義務教育学校 第1～4児童クラブ	〃 藤沢913番地	〃 藤沢913番地 <sup>1</sup>
名称	位置																																																			
	改正前	改正後																																																		
東小学校	土浦市中455番地	土浦市中455番地 <sup>1</sup>																																																		
上大津東小学校	〃 沖宿町2489番地	〃 沖宿町2476番地 <sup>1</sup>																																																		
都和南小学校	〃 常名3090番地	〃 常名3090番地 <sup>1</sup>																																																		
土浦第六中学校	〃 右靱428番地	〃 右靱428番地 <sup>1</sup>																																																		
新治学園義務教育学校	〃 藤沢913番地	〃 藤沢913番地 <sup>1</sup>																																																		
改正前		改正後																																																		
名称	位置	名称	位置																																																	
上大津東小学校	土浦市沖宿町2476番地1	<b>上大津小学校</b>	土浦市沖宿町2476番地1																																																	
菅谷小学校	〃 菅谷町1464番地8																																																			
名称	位置																																																			
	改正前	改正後																																																		
東小学校 第1～3児童クラブ	土浦市中455番地	土浦市中455番地 <sup>1</sup>																																																		
上大津東小学校 第1～2児童クラブ	〃 沖宿町2489番地	〃 沖宿町2476番地 <sup>1</sup>																																																		
都和南小学校 第1～2児童クラブ	〃 常名3090番地	〃 常名3090番地 <sup>1</sup>																																																		
新治学園義務教育学校 第1～4児童クラブ	〃 藤沢913番地	〃 藤沢913番地 <sup>1</sup>																																																		
施行期日	公布の日（上大津東小学校と菅谷小学校の統合については令和10年4月1日）																																																			

25 議案第25号 土浦市水道事業給水条例の一部改正について

条例の趣旨	水道法の改正に伴う改正
主な内容	<p>●水道行政における国の所管換え</p> <p>【改正前】                      【改正後】</p> <p>「厚生労働省令」    →    「国土交通省令」</p> <p>●その他文言整理</p>
施行期日	令和6年4月1日

26 議案第26号 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

条 例 の 趣 旨	一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う改正																																																		
主 な 内 容	<p>●土浦市消防団員等の損害賠償に係る補償基礎額の見直し</p> <table border="1" data-bbox="464 324 1442 524"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階 級</th> <th colspan="2">勤務年数</th> <th colspan="2">10年未満</th> <th colspan="2">10年以上20年未満</th> <th colspan="2">20年以上</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,440</td> <td>12,500</td> <td>13,320</td> <td>13,350</td> <td>14,200</td> <td>14,200</td> <td>14,200</td> <td>14,200</td> </tr> <tr> <td>本部長、分団長及び副分団長</td> <td>10,670</td> <td>10,800</td> <td>11,550</td> <td>11,650</td> <td>12,440</td> <td>12,440</td> <td>12,440</td> <td>12,500</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>8,900</td> <td>9,100</td> <td>9,790</td> <td>9,950</td> <td>10,670</td> <td>10,670</td> <td>10,670</td> <td>10,800</td> </tr> </tbody> </table>							階 級	勤務年数		10年未満		10年以上20年未満		20年以上		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	団長及び副団長	12,440	12,500	13,320	13,350	14,200	14,200	14,200	14,200	本部長、分団長及び副分団長	10,670	10,800	11,550	11,650	12,440	12,440	12,440	12,500	部長、班長及び団員	8,900	9,100	9,790	9,950	10,670	10,670	10,670	10,800
階 級	勤務年数		10年未満		10年以上20年未満		20年以上																																												
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後																																											
団長及び副団長	12,440	12,500	13,320	13,350	14,200	14,200	14,200	14,200																																											
本部長、分団長及び副分団長	10,670	10,800	11,550	11,650	12,440	12,440	12,440	12,500																																											
部長、班長及び団員	8,900	9,100	9,790	9,950	10,670	10,670	10,670	10,800																																											
施 行 期 日	令和6年4月1日																																																		

【予算 8件】

- 1 議案第27号 令和6年度土浦市一般会計予算
- 2 議案第28号 令和6年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 3 議案第29号 令和6年度土浦市駐車場事業特別会計予算
- 4 議案第30号 令和6年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第31号 令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第32号 令和6年度土浦市介護保険特別会計予算
- 7 議案第33号 令和6年度土浦市水道事業会計予算
- 8 議案第34号 令和6年度土浦市下水道事業会計予算

☆予算総括表

(単位:千円)

会計別	令和6年度	令和5年度	比較
一般会計	56,730,000	55,280,000	1,450,000
特別会計等計	42,210,000	41,650,000	560,000
公共用地先行取得事業	341,679	361,281	△ 19,602
駐車場事業	138,093	57,955	80,138
国民健康保険	13,685,462	14,288,341	△ 602,879
後期高齢者医療	2,637,519	2,294,162	343,357
介護保険	12,774,922	12,376,114	398,808
農業集落排水事業		134,736	△ 134,736
水道事業	4,544,243	4,645,865	△ 101,622
下水道事業	8,088,082	7,491,546	596,536
合計(全会計)	98,940,000	96,930,000	2,010,000

一般会計歳入歳出予算

(単位:千円)

区 分		令和6年度	令和5年度	比 較
歳 入	市税	23,580,157	22,889,780	690,377
	地方譲与税	507,228	486,520	20,708
	各県税交付金	4,692,743	4,598,717	94,026
	地方特例交付金	753,730	145,008	608,722
	地方交付税	4,885,179	4,521,575	363,604
	分担金及び負担金	384,736	390,416	△ 5,680
	使用料及び手数料	1,309,461	1,299,207	10,254
	国庫支出金	9,719,455	9,284,059	435,396
	県支出金	4,383,878	4,125,765	258,113
	財産収入	147,546	92,520	55,026
	寄附金	1,000,502	700,502	300,000
	繰入金	1,907,819	1,912,902	△ 5,083
	繰越金	300,000	300,000	0
	諸収入	606,623	1,097,203	△ 490,580
	市債	2,520,696	3,403,240	△ 882,544
	その他	30,247	32,586	△ 2,339
合 計		56,730,000	55,280,000	1,450,000
歳 出	議会費	327,741	331,697	△ 3,956
	総務費	5,266,225	5,074,905	191,320
	民生費	24,083,717	22,808,747	1,274,970
	衛生費	4,601,128	3,948,025	653,103
	農林水産業費	613,071	586,832	26,239
	商工費	1,097,689	1,111,182	△ 13,493
	土木費	6,510,763	6,909,645	△ 398,882
	消防費	2,047,611	1,950,398	97,213
	教育費	5,155,258	5,773,334	△ 618,076
	公債費	6,956,793	6,715,221	241,572
	災害復旧費	4	14	△ 10
	予備費	70,000	70,000	0
合 計		56,730,000	55,280,000	1,450,000

【補正予算（先議議案） 1件】

1 議案第35号 令和5年度土浦市一般会計補正予算（第9回）

☆予算総括表

(単位:千円)

会計別	補正前	補正額	補正後
一般会計	61,630,311	433,940	62,064,251
合計(全会計)	103,737,914	433,940	104,171,854

一般会計歳入歳出予算

(単位:千円)

区分	補正前	補正額	補正後
歳入 国庫支出金	12,657,364	433,940	13,091,304
合計	61,630,311	433,940	62,064,251
歳出 民生費	25,056,894	433,940	25,490,834
合計	61,630,311	433,940	62,064,251

令和5年度第9回補正予算(令和6年第1回定例会(先議)) 概要

一般会計

(単位:千円)

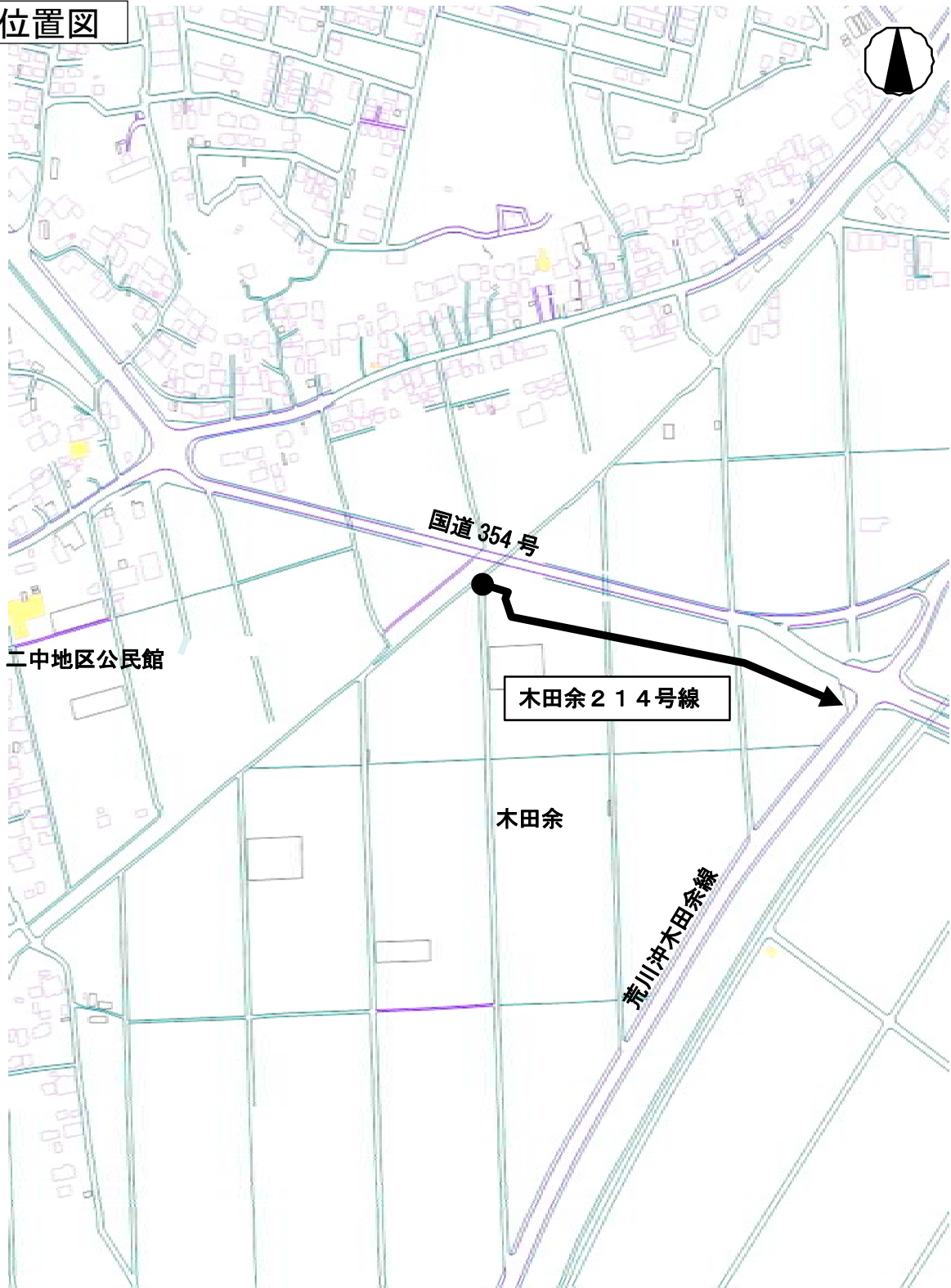
款	項	目	補正予算額	補正予算の財源内訳				備考
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
3	民生費	1 社会福祉 1 社会福祉 総務費	433,940	433,940			0	<b>物価高騰対応重点支援給付金給付事業</b> <b>433,940</b> <b>(低所得者支援)(社会福祉課)</b> ・電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、非課税世帯等に 対して1世帯あたり10万円、子1人あたり5万円の給付を行うための補助 金等の増 消耗品費 200千円 通信運搬費 1,043千円 手数料 374千円 委託料 7,076千円 使用料及び賃借料 247千円 補助金 425,000千円  【歳入】 物価高騰対応重点支援給付金給付事業費交付金(国庫支出金) 425,000千円 物価高騰対応重点支援給付金給付事務費交付金(国庫支出金) 8,940千円
歳出合計			433,940	433,940	0	0	0	<b>一般財源</b> <b>0</b>

【市道の認定等 2件】

1 議案第36号 市道の路線の認定について

1	木田余 214 号線	概要	国道 354 号整備工事に伴う認定
		延長	356.80m
		幅員	4.00m

位置図



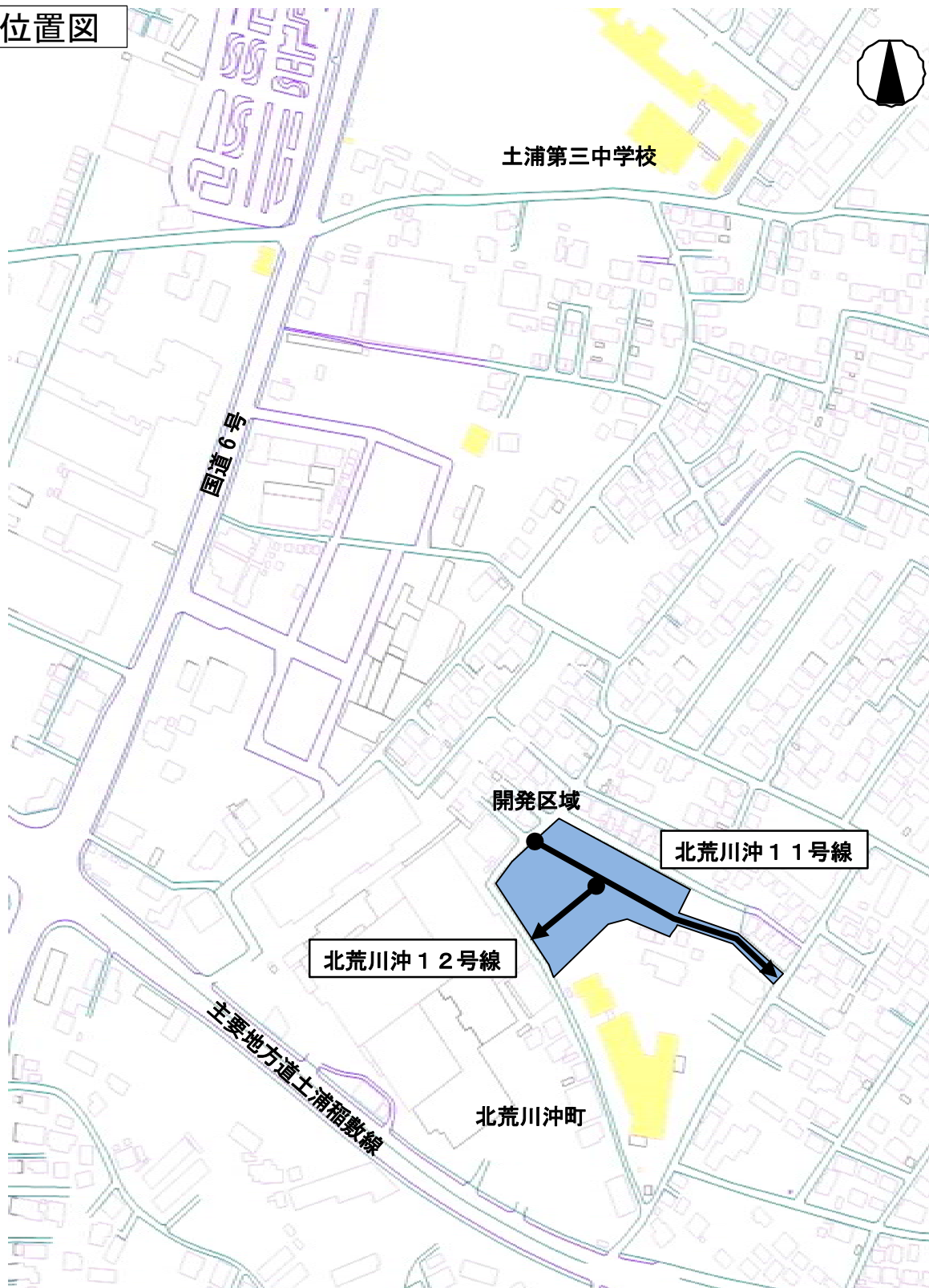


2	並木四丁目 26 号線	概要	民間会社の開発行為に伴う認定
		延長	76.08m
		幅員	6.00m



3	北荒川沖 11 号線	概要	民間会社の開発行為に伴う認定
		延長	144.48m
		幅員	6.00m
4	北荒川沖 12 号線	概要	民間会社の開発行為に伴う認定
		延長	65.24m
		幅員	6.00m

位置図



5	荒川沖西二丁目 27 号 線	概要	民間会社の開発行為に伴う認定
		延長	56.72m
		幅員	6.00m

**位置図**

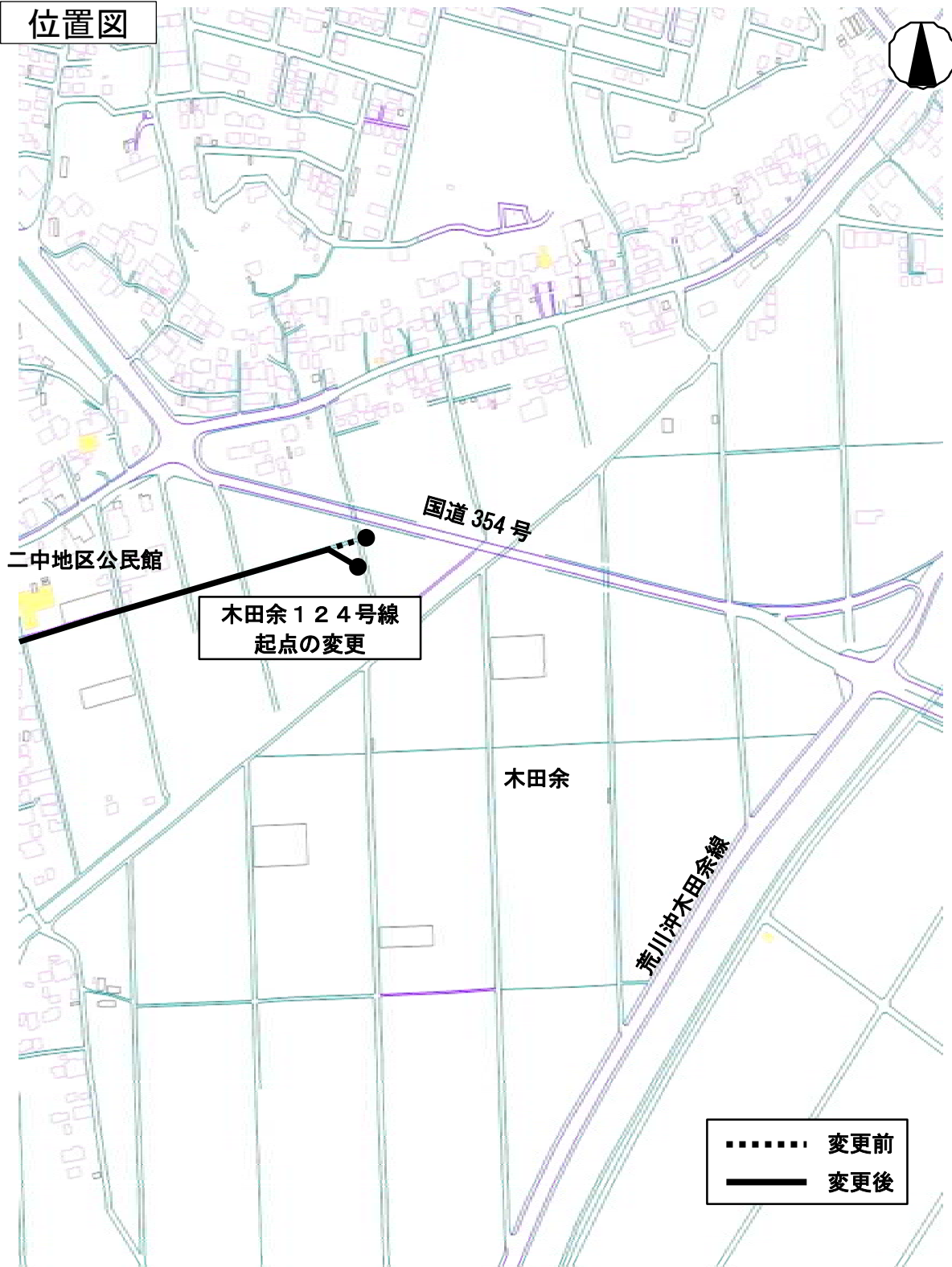




## 2 議案第37号 市道の路線の変更について

1	木田余124号線	概要	国道354号整備事業に伴う起点の変更	
			変更前	変更後
		延長	390.74m	382.54m
		幅員	1.80~3.95m	1.80~4.00m

### 位置図



## 【その他の単独議案】

### 1 議案第38号 損害賠償の額の決定について

土浦市後期高齢者医療特別会計における消費税の申告漏れに係る損害賠償

相手方	国
損害賠償額	58,800円
原因・状況等	土浦市が茨城県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施している高齢者の健診事業について、国の通知により消費税及び地方消費税の申告及び納付が必要であることが判明したため、無申告加算税及び延滞税が生じた。

## 令和6年第1回市議会定例会追加議案

### 【補正予算 6件】

- 1 議案第39号 令和5年度土浦市一般会計補正予算（第10回）
- 2 議案第40号 令和5年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）
- 3 議案第41号 令和5年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）
- 4 議案第42号 令和5年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 5 議案第43号 令和5年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 6 議案第44号 令和5年度土浦市水道事業会計補正予算（第2回）

### ☆予算総括表

（単位：千円）

会計別	補正前	補正額	補正後
一般会計	62,064,251	2,389,936	64,454,187
特別会計計	42,107,603	168,866	42,276,469
駐車場事業	73,503	10,589	84,092
国民健康保険	14,361,918	△ 5,759	14,356,159
後期高齢者医療	2,298,407	△ 7,668	2,290,739
介護保険	12,653,602	58,954	12,712,556
水道事業	4,654,837	112,750	4,767,587
合計（全会計）	104,171,854	2,558,802	106,730,656

## 一般会計歳入歳出予算

(単位:千円)

区 分		補正前	補正額	補正後
歳 入	市税	22,889,780	1,007,565	23,897,345
	各県税交付金	4,598,717	△ 130,778	4,467,939
	地方特例交付金	145,008	1,957	146,965
	地方交付税	4,521,575	1,102,543	5,624,118
	分担金及び負担金	390,416	△ 7,742	382,674
	国庫支出金	13,091,304	124,300	13,215,604
	県支出金	4,163,442	△ 630	4,162,812
	財産収入	92,520	2,754	95,274
	寄附金	701,240	5,748	706,988
	繰入金	2,460,836	△ 10,490	2,450,346
	諸収入	852,699	159,477	1,012,176
	市債	3,403,240	135,232	3,538,472
	合 計		62,064,251	2,389,936
歳 出	議会費	331,883	△ 3,980	327,903
	総務費	7,523,323	132,696	7,656,019
	民生費	25,490,834	338,426	25,829,260
	衛生費	5,131,601	753,265	5,884,866
	農林水産業費	574,203	△ 29,187	545,016
	商工費	1,576,503	△ 9,250	1,567,253
	土木費	6,863,247	△ 690,382	6,172,865
	消防費	2,003,683	△ 9,175	1,994,508
	教育費	5,783,739	1,904,225	7,687,964
	公債費	6,715,221	3,298	6,718,519
	合 計		62,064,251	2,389,936

### 主な補正予算の内容

【歳入】 市税 1,007,565  
 地方交付税 1,102,543  
 地方消費税交付金 ▲131,587

【歳出】 小・中学校長寿命化改良事業 1,856,412  
 新型コロナウイルスワクチン事業国庫支出金返還金 779,211  
 公共施設等総合管理基金積立金 200,035  
 市立学校施設整備基金積立金 200,033  
 木田余神立線街路事業（Ⅱ期） ▲450,420

# 令和6年第1回市議会定例会最終日追加議案

【人事 1件】（最終日：追加議案）

## 1 議案第45号 土浦市監査委員の選任の同意について

【参考】 地方自治法

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とする。

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。